

職場の虐待，障害者 393 人が被害
半数以上が「知的」（2013 年度）

職場で上司などから虐待を受けた障害者が 2013 年度は全国 253 事業所で 393 人いたことが 7 月 18 日，厚生労働省の集計で分かった。知的障害者の被害が多く，経済的虐待が多いことや小規模な職場で多く発生していることが傾向としてみられた。

公表は障害者虐待防止法に基づき，2 回目。前回は 12 年 10 月に法律が施行されてから半年分の集計（全国 133 事業所で 194 人）だった。

集計によると，各地の労働局に寄せられた虐待の通報・届け出は 775 事業所で，その対象となった障害者は全体で 998 人。

このうち 3 月末までに虐待と認定された障害者は 393 人。まだ調査中のケースが 100 件程度あるため，さらに増える見通し。

被害者の障害種別（重複あり）をみると，知的 292 人，身体 57 人，精神 56 人，発達 4 人と，圧倒的に知的障害者が多い。

虐待内容は，最賃未満や割り増し賃金未払いなどの経済的虐待を受けた人が 345 人で最多。「死ね，殺す」と暴言を吐かれるなどの心理的虐待（47 人）や，棒でたたかれケガをしたケースなど身体的虐待（27 人）も多かった。放置等は 5 人。

また性的虐待（7 人）では，職場で体を触られ性行為を迫られたケースもあった。この上司は懲戒処分になったという。

一方，虐待した 260 人の内訳は，事業主が 215 人

虐待が認められた事案

虐待種別	人数	障害種別			
		身体	知的	精神	発達
身体的虐待	27	4	21	2	1
性的虐待	7	2	4	2	0
心理的虐待	47	14	19	13	2
放置等	5	3	4	0	0
経済的虐待	345	46	266	47	2

※虐待種別と障害種別は，重複しているものがある

で 8 割を占める。続いて所属の上司 29 人，人事部など所属以外の上司 2 人，指導担当者などその他 14 人だった。

253 事業所を規模別に見ると，中小企業が多い。特に 5 人未満の所が 18%，5～29 人の所が 51%と，これだけで 7 割に及ぶ。

厚労省の労働紛争処理業務室は「小規模な職場は労務管理体制が弱いことが背景にあるのでは。障害特性の理解不足や，そのため指導が行き過ぎるケースもあると思う」とし，従業員の研修や虐待を繰り返す社員の配置転換など指導している。

なお，虐待防止法では家庭内虐待と施設内虐待も対象だが，これらの事案は福祉部局で取りまとめる。

（福祉新聞・第 2678 号 2014 年 7 月 28 日）